

コンビニ収納のご案内

宮崎県育英資金の返還方法は、便利で確実な口座振替となっておりますが、

- ・都合により、口座振替が利用できない方
- ・月賦、半年賦、年賦による口座引き落としができなかった方
- ・返還期間（借用証書で指定した期間（猶予により返還期間が延長となった期間を含む。))が既に終了しているが、滞納分のある方
- ・滞納のある方で、口座振替と併用して返還を行っている方
- ・繰上、一括返還を行う方

等

については、納入通知書により納付していただいております。

この納入通知書が、従来の取扱金融機関以外に、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）でも取扱いできるようになりましたのでお知らせいたします。

なお、コンビニで納付される場合は、下記を必ずお読みください。

記

1 便利なコンビニ収納

コンビニでは、曜日や時間、場所を気にすることなく、以下のような場合でも納付が可能になります。

- ・平日の昼間は仕事があつて、なかなか銀行等に行けない。
- ・土日祝日にしか納めに行くことができない。
- ・県外に住んでいて、家の近くに育英資金を納めることのできる取扱金融機関がない。

等

なお、従来の取扱金融機関でも引き続き納付できます。

2 利用できるコンビニ

- ①エブリワン
- ②MMK設置店
- ③くらしハウス
- ④ココストア
- ⑤コミュニティ・ストア
- ⑥サークルK
- ⑦サンクス
- ⑧スパ（北海道）
- ⑨スリーエイト
- ⑩スリーエフ
- ⑪生活彩家
- ⑫セイコーマート
- ⑬セーブオン
- ⑭セブン-イレブン
- ⑮タイヨー
- ⑯デイリーヤマザキ
- ⑰ニューヤマザキデイリーストア
- ⑱ハセガワストア
- ⑲ファミリーマート
- ⑳ポプラ
- ㉑ミニストップ
- ㉒ヤマザキスペシャルパートナーショップ
- ㉓ヤマザキデイリーストア
- ㉔ローソン
- ㉕ローソンストア100
- ㉖ローソンマート

3 コンビニで取扱いできない納入通知書

- (1) 納入通知書発行日から2年以上経過したもの
- (2) バーコードが印字されていないもの
- (3) 納入通知書1枚当たりの金額が30万円を超えているもの
- (4) 破損や汚れなどによりバーコードが読み取れないもの
- (5) 金額などが訂正されているもの（金融機関でも利用できません。）

4 留意事項

納付した際にコンビニから受け取る「押印済みの『領収証』」や『レシート』は、納付した重要な証拠になりますので大切に保管してください。

その他、コンビニ収納や返還に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

宮崎県教育庁財務福利課 育英資金担当

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

TEL 0985-32-4472（直通）

FAX 0985-20-1164